

## 相山女学園大学における内部質保証に関する方針

相山女学園大学（以下「本学」という。）の理念、教育目的を実現し、その使命を果たすため、教育、研究、社会貢献等の諸活動を恒常的に改善し、質の向上を図るとともに、社会への説明責任を果たすことを目的として、次のとおり、内部質保証の方針（以下「本方針」という。）を定める。

### 1 方針

#### (1) 中長期計画に基づく計画的な事業活動

大学としての中長期計画を定め、それに基づく単年度ごとのアクションプランを策定し、計画的に事業活動を行う。

#### (2) 担当部署に所属する構成員レベル、担当部署別の組織レベル及び全学レベルにおける自己点検・評価

法令に基づき、本学が定める3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）等の各種方針に照らして実施する本学の自己点検・評価は、各学部、各研究科、図書館、国際交流センター、入学センター、大学情報教育開発センター、社会連携センター、キャリア育成センター及び認証評価の項目に該当する関係の諸委員会並びに事務局（以下「担当部署」という。）に所属する構成員レベルや担当部署別の組織レベルにおいて行い、さらに、それらを踏まえて行う全学的な自己点検・評価の三段階で行う。また、法令に基づき、本学が認証評価機関による認証評価を受ける場合も、上記と同様に三段階の自己点検・評価を行う。

なお、自己点検・評価及び認証評価の評価対象は、教育活動に関する事項、研究活動に関する事項、社会貢献に関する事項、大学運営に関する事項、その他自己点検・評価及び認証評価に関する重要事項とし、自己点検・評価の結果は「点検・評価報告書（大学年報）」として取りまとめ、それを基礎にして、認証評価を受けるための「点検・評価報告書」を作成する。

#### (3) 事業の実施、評価と計画の連動による内部質保証

中長期計画に基づいて策定したアクションプランを実行し、担当部署に所属する構成員レベル、担当部署別の組織レベル及び全学レベルにおける自己点検・評価結果に基づき、各担当部署の教育研究等に関する事業計画及び全学のアクションプランを毎年度改定し、事業の実施、評価と計画を連動させるPDCAサイクルによって恒常的に改善・改革を推進する。

#### (4) 教育研究等の客観的なデータに基づく点検・評価活動

学生を対象とするアンケート調査等により、本学の教育研究活動等に関する情報の収集と分析を行い、大学の基礎データを始め、教育研究の実態や成果に関する客観的なデータに基づき、自己点検・評価及び内部質保証に関する信頼性の高い活動を行う。

#### (5) 外部評価による質保証

本学における自己点検・評価結果の妥当性及び客観性を高め、内部質保証に関する活動の水準を維持、向上させるため、定期的に学外の第三者による外部評価を行う。

## (6) 社会への公表

本学の全学的な自己点検・評価結果、第三者による検証結果及び外部の認証評価機関による大学評価結果については、「点検・評価報告書」等の作成や大学 Web ページ上への掲載を通じて、広く学内外に公表する。

## 2 組織体制及び各組織の責任と権限

### (1) 内部質保証推進機構

本方針の下、大学全体の教学マネジメント推進組織である大学運営会議から独立し、内部質保証を推進する組織として内部質保証推進機構（以下、「推進機構」という。）を置く。推進機構は大学協議会から付託され、全学の内部質保証推進の責任を担うとともに、全学的な自己点検・評価を行うための企画、立案、実施及び統括、認証評価を受けるための実施計画の策定及び実施、「点検・評価報告書」の作成及び公表を行う。

推進機構は、全学的な自己点検・評価結果等を学長に報告し、学長は、全学的な自己点検・評価等の結果に基づき、各担当部署の長に対してその報告及び業務改善の指示を行うとともに、次年度のアクションプランを策定するなど、その改善に努めなければならない。

当該の各担当部署の長は、当該事項に関する改善計画を推進機構に提出する。また、改善の実施を求められた事項に関する改善結果については、推進機構を通じて、学長に報告する。

### (2) 全学自己評価委員会、全学自己点検委員会

全学的視点で自己点検・評価をより有機的かつ実質的に行うために、推進機構の下に、全学自己点検委員会及び全学自己評価委員会を置く。

全学自己点検委員会は、各担当部署からの点検・評価結果の取りまとめや全学的な点検・評価報告書の作成を行う。また、全学自己評価委員会は、その取りまとめた点検・評価結果について全学的な観点で確認・評価し、実施状況の把握と認識、課題の抽出、改善に向けた方策の計画性や妥当性等の検証を行い、その結果を反映した「点検・評価報告書」を推進機構に上程する。

### (3) 各学部教授会、各学部における学部長・学科主任等を構成員とする運営組織、各研究科委員会及びその他の担当部署における委員会等

本方針の下、各学部教授会及び各研究科委員会は各学部・研究科の内部質保証推進の責任を担う。また、各学部設置された学部長・学科主任等を構成員とする運営組織（以下「運営委員会又は運営会議」という。）及び各研究科委員会において、学長の指示（必要に応じて開催する自己点検・評価に関する説明会）に基づき自己点検・評価を行い、各学部・研究科ごとに「自己点検・評価報告書」を作成した上で自己点検・評価結果を学長へ報告する。

同様に、その他の担当部署においても、各委員会等はそれぞれの内部質保証推進の責任を担うとともに、自己点検・評価を行う。

各担当部署の長は、全学的な自己点検・評価及び認証評価の結果に基づく学長からの業務改善の指示を受け、その改善に努めなければならない。

### (4) 大学協議会、大学院委員会、大学運営会議

大学運営会議で作成する本学の中長期計画（案）については、大学協議会において審議する。

推進機構が行った全学的な自己点検・評価結果及び点検・評価報告書の内容については、学長が大学協議会に諮問し、答申を得ることとする。

学長は、大学協議会からの答申を得た後、各学部に関するものは大学運営会議へ、各研究科に関するものは大学院委員会に報告する。

#### (5) 大学IR室

学長の指示の下、本学の教育研究及び大学運営に関する情報収集・管理、分析、提案等に関する業務を行い、大学運営会議及び各学部・研究科等の担当部署に情報提供を行う。

#### (6) 理事会、大学改革審議会

学長から理事長へ提出された本学の中長期計画（案）については、理事長の諮問機関である大学改革審議会で審議した後、理事長に答申し、理事会に報告する。

学長は、大学協議会から答申を得た全学的な自己点検・評価結果及び点検・評価報告書の内容を、理事会に報告する。

### 3 体制図

※ 別紙概要のとおり

平成30年6月19日制定

令和4年3月16日改正